

## EVENT GUIDE

名称	日時	会場・受講料・入場料・定員等	主催・お問い合わせ先
三重県中小企業団体中央会 第58回通常総会	5/28(火) 13:30～	会場:アスト津 4階 アストホール (津市羽所町700番地) ※会員様には、後日開催通知を送付します。	三重県中小企業団体中央会 総務調整課 TEL059-228-5195
第50回中小企業団体 三重県大会	10/8(水) 13:30～	会場:アスト津 4階 アストホール (津市羽所町700番地) ※詳細につきましては、後日連絡します。	三重県中小企業団体中央会 企画振興課 TEL059-228-5195
第65回中小企業団体 全国大会	10/24(木) 12:30～	会場:滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール (滋賀県大津打出浜15-1) ※詳細につきましては、後日連絡します。	三重県中小企業団体中央会 総務調整課 TEL059-228-5195

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法では、

**「妊娠・出産」や「育児休業取得」等を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止しています。**



具体的には、「事業主に妊娠を報告したら退職を強要された・労働契約を更新しないとされた」「妊娠で体調が悪くなり、医師の指示に基づき勤務時間の短縮を求めたらパートタイマーになるよう求められた」「産前産後休業を取得したいと申し出たら、退職するよう言われた」等は、男女雇用機会均等法で禁止されている不利益取扱いにあたります。

また、育児休業の取得を申し出た、取得したことを理由として、不利益な取扱いをすることも、育児・介護休業法で禁止されています。

### 母性健康管理について、事業主が講じなければならない措置

①事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保すること、②妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が、受けた指導事項を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じることが義務となっています。

※指導事項を的確に伝えられるようにするため「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう。

### 紛争解決援助制度

三重労働局雇用均等室では、**労働者と事業主との間**で、男女均等取扱い、育児・介護休業などについて民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。

相談・援助は全て**無料**です。労働者からのみでなく、事業主も制度利用を申請できます。援助の対象となる紛争など詳細は、雇用均等室にお問合せください。

上記に関する問合せ先:三重労働局雇用均等室 〒514-8524 津市島崎町327-2 TEL(059)226-2318

## 中小企業組合の設立・運営のご相談は三重県中央会まで!

### 三重県中小企業団体中央会

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197

URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

E-mail:webmaster@chuokai-mie.or.jp

#### 【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

●過去の「中小企業組合ほっと通信」の情報については●  
三重県中小企業団体中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)でご覧いただけます。